

DIGEST 令和元年 6月定例会の結果

議員数=20名 表決参加議員数=19名 *議長は表決には加わりません。

<6月4日~6月25日/会期22日間>

6月定例会には市長提出議案19件が提出され、3月定例会から継続審査の請願1件が審議されました。

賛否の分かれた議案・請願

議案第5号 三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

個人市民税の非課税範囲の拡充、法人市民税法人税割の税率引下げ、軽自動車税環境性能割の創設等の地方税法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。

可決
賛成17名
反対2名

反対! 【日本共産党三田市議団】 國永・長尾

反対討論 法人市民税法人税割の税率引き下げについて、これは地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差を縮小するため、地方法人税の創設及び税率引き上げと同時に、法人税割の税率の引き下げを行うものだが、消費税増税が前提となっている制度である。

自治体間の税収格差の是正は、本来、国・地方間の財源配分を是正し、地方財源を拡充すべきであり、消費税を地方財政の主要な財源とするための施策による自治体間の税収格差の調整は行うべきではない。また、税率の引き下げによる市への影響額は3億円を超えるが、それに見合う地方交付税が市に交付される保証はなく、この改定は認められない。

以上のことからこの議案に反対。

(日本共産党三田市議団 長尾明憲)

賛成! 【新政みらい】田中・北本・佐貫・中田
【盟政会】福田・幸田・白井
【公明党】松岡・平野・大西
【市民の会】檜田・美藤・佐々木
【無党派】森本・多宮・小山・小杉

賛成討論 地方税の偏在度を人口一人当たりの税収額で見ると、最大と最小の都道府県で2.4倍程度の差があり、特に法人事業税と法人住民税では6.0倍の差があるなど、地域間の財政力格差が拡大の傾向にある。

地方交付税は、すべての地方自治体が一定の行政サービス水準を維持し得る財源を保障するため、国税を合理的基準により再配分し、地方と都市が支え合う社会を目指すものであるが、今回の市税条例の一部改正は、この考え方の下に地方税法が改正されたものである。

したがって、地方全体の公平性の観点から、必要な改正であると考えるためこの議案に賛成。(公明党 大西雅子議員)

不採択
賛成2名
反対17名

請願第6号 「後期高齢者の窓口負担原則1割の継続を求める」意見書採択を求める請願書

3月定例会で継続審査となった請願の再審議をおこないました。

反対! 【新政みらい】田中・北本・佐貫・中田
【盟政会】福田・幸田・白井
【公明党】松岡・平野・大西
【市民の会】檜田・美藤・佐々木
【無党派】森本・多宮・小山・小杉

反対討論 請願の趣旨は後期高齢者の生活と健康に直接関わる大変重要な論点だが、医療制度そのものの持続可能性、現役世代との負担割合のあり方、支払い能力による区分のあり方等の議論が必要であり、現在、国において関係省庁等で協議されている最中である。

国の議論を注視していかなければならないが、直接の関係機関でない地方議会が意見書の採択を求めるのは時期尚早であるとの判断からこの請願を採択することに反対。

(新政みらい 中田哲議員)

賛成! 【日本共産党三田市議団】 國永・長尾

賛成討論 高齢者の生活は年々引き下げられる年金だけでは成り立たず、厳しい状況にある。

請願にあるように医療費負担が1割から2割になれば、負担はさらに大きくなり、受診の抑制につながる。結果、必要な医療を受けられず重症化し、ますます医療費が増大することとなる。

国で2割負担への引き上げが決まってしまう前に、請願者の意思をしっかりと受け止めて、現場の医療関係者や高齢者の声を国に届けなければならぬと考えるため、採択することに賛成。

(日本共産党三田市議団 國永紀子議員)

議会報告会を開催

4月に開催しました議会報告会では、参加していただいた市民の皆様から様々なご意見をいただきました。その意見を議会で検討し、市の現状などを調査したものの2件についてご報告します。その他のご意見は常任委員会で検討するなど参考意見として活用させていただきます。



① 手話通訳付きの動画をホームページに掲載するなど、ろう者にも分かりやすい情報発信の工夫を



「伸びゆく三田」の紙面の情報だけでは情報量に限界があるため、ろう者は情報不足になっている。市の広報内容に対し手話通訳の動画を付けてホームページに掲載するなど、広報のあり方を工夫して欲しい。



市の関係部署へ現状を確認しましたが、ホームページに掲載の市政広報ビデオの一部に手話通訳の動画を入れて配信しています。市政情報については、現在手話通訳付きの動画は配信されていないとのことでしたが、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、市でも障害者共生条例が制定されたため、障害のある人にもわかりやすく行政情報を発信する合理的配慮が必要と考えます。

議会としては市に対し、「市ホームページの動画で情報を発信する場合は、手話通訳等をつけること」を要望しました。



② 聴覚障害者への意思疎通支援制度の拡充の検討を



手話通訳の派遣制度について、現行では団体の運営に直接関わる総会などが対象となっているが、それ以外の学習会なども派遣対象にして欲しい。



市の関係部署へ現状を確認しましたが、聴覚障害者への意思疎通支援は、障害者差別解消法に基づき主催者負担での手話通訳配置を基本原則としており、聴覚障害者等により構成する団体については例外とし総会などについて市が全額費用負担しています。このため、趣味や教養に関する学習会などは主催者負担をお願いしているとのことでした。三田市みんなの手話言語条例で全ての市民の意思疎通と情報取得の保障をうたっているため、議会としては市に対し、「近隣市町の状況や本市のコミュニケーションに関する他制度の状況を踏まえ、本市の意思疎通支援者派遣制度の公費負担の範囲について検討されること」を要望しました。